

発行所  
千葉県東葛飾郡我孫子町役場  
電話(あびこ) 42・142・242  
昭和34年7月30日第三種郵便物認可  
(発行日 毎月 1日・16日)



昭和38年度の町税納期一覧表

4月	固定資産税	1期
5月	軽自動車税	1期
6月	町民税	1期
7月	町民税	2期
8月	町民税	3期
9月	町民税	4期
10月	健康保険税	3期
11月	健康保険税	4期
12月	健康保険税	5期
1月	健康保険税	6期
2月	健康保険税	7期
3月	健康保険税	8期
4月	健康保険税	9期
4月	健康保険税	10期
4月	健康保険税	11期
4月	健康保険税	12期

# 第一回定例町議会 新年度予算案否決される 三月三十一日の深夜議会で

昭和三十八年度新予算案は三月の定例町議会に提出されたが、二十一日開かれた審議の結果、多数をもって否決された。この新年度予算案が否決されるという事は、全国でもまれにみるもので、町村においてはその例がなく、府県においても、また昭和三十年に高知県議会が当初予算案を否決したという例がわずかに一度あるばかりである。町においてはただちに、これに対処するため、諸種の方策をたてることにはしていますが、なかでも直接町民

の皆様に影響のある諸種費等にあるため、四月、五月の二カ月分の暫定予算案に専らより定め、万遺憾なきを期すことにしました。しかし、このため幾多の事業面において、直接と間接を問わず、町民から、この新年度予算案が、どういふ理由のもとに、どういふ経過をたどって否決されたか、議会の審議の経過をご報告し、町民の皆様のご理解と、今後のご協力をお願いしたいと存じます。

案は次のとおりです。  
一、昭和三十八年度当初予算案(関係分)  
二、昭和三十七年度追加更正予算案(関係分)  
三、その他。  
本委員会も付託された議案について審議の結果、結局二百十五万円の増額を要望し原案を了承することにきめました。

この委員会に付託された議案は次のとおりです。  
一、昭和三十八年度当初予算案(関係分)  
二、昭和三十七年度追加更正予算案(関係分)  
三、その他。  
本委員会も付託された議案について審議の結果、五百五十万円の増額を要望し原案を了承することにきめました。

この委員会に付託された議案は次のとおりです。  
一、昭和三十八年度当初予算案(関係分)  
二、昭和三十七年度追加更正予算案(関係分)  
三、その他。  
本委員会も付託された議案について審議の結果、五百五十万円の増額を要望し原案を了承することにきめました。

三月定例町議会は、三月十一日招集され、会期十六日間をもって、開会されました。以下順を追って、その審議の状況をお知らせすることにします。

・三月十一日(月)  
午前九時五十分開会、日程により会期を十六日間と決定して町長の今後における施政方針ならびに昭和三十八年度予算の編成方針(前号の広報あびこに発表)についての演説があり、ついで、昭和三十八年度予算案ならびにこれに伴う関係理由その他十数件に対する提案理由の説明を行い、請願、陳情を上げ、予算案外いずれも、四つの常任委員会(総務、文教厚生、建設、産業)に付託して当日は散会しました。

・三月十二日(火)から  
三月十四日(木)まで  
議案、自宅審査のため休会、開会不能となる。  
三月十五日(金)  
出席議員十一名のため過半数(十五名)に達せず流会。  
三月十六日(土)  
午前九時開会、議長、副議長とも事故のため、仮議長を選出し会期を三十日まで延長し、同時に日程を変更し、当日は散会。  
三月十七日(日)  
日曜日のため休会。  
三月十八日(月)  
午前九時開会、町政に対する一般質問を続行し、本日を産研審査委員会条例、職員定数条例、消防公債の発行、一時借入金、それぞれについて原案に賛成し、消防団条例については一部を修正して原案とするを町長に要望し、本委員会に付託された議案は次のとおりです。  
一、昭和三十八年度当初予算案(関係分)  
二、昭和三十七年度追加更正予算案(関係分)  
三、その他。  
本委員会も付託された議案について審議の結果、五百五十万円の増額を要望し原案を了承することにきめました。

この委員会に付託された議案は次のとおりです。  
一、昭和三十八年度当初予算案(関係分)  
二、昭和三十七年度追加更正予算案(関係分)  
三、その他。  
本委員会も付託された議案について審議の結果、五百五十万円の増額を要望し原案を了承することにきめました。

午前九時開会、過日提案した議案の一部を訂正し、昭和三十七年度追加更正予算案をした後、前日に引き続き町政に対する一般質問を続行し、中緊急動議により十一名の議員に対する懲罰動議が成立、懲罰委員が指名されて、一般質問は中止し散会。

・三月二十日(水)  
日程が変更され、懲罰委員会を開催したため本会議は開かれなかつた。  
・三月二十一日(木)  
祭日のため休会。  
・三月二十二日(金)  
懲罰委員会が開かれる予定でしたが、参加する者がなく開会不能となる。  
・三月二十三日(土)  
懲罰委員会を先に開いたため本会議は午後二時から開会(二十五名)に達せず流会。  
三月二十六日(土)  
懲罰委員会委員報告がなされ、一名の議員が出席停止八日間の処分を受け、町政に対する一般質問を続行し、午後四時半散会。  
三月二十四日(日)  
日曜日のため休会。  
三月二十五日(月)  
午前九時開会、町政に対する一般質問を続行し、本日を産研審査委員会条例、職員定数条例、消防公債の発行、一時借入金、それぞれについて原案に賛成し、消防団条例については一部を修正して原案とするを町長に要望し、本委員会に付託された議案は次のとおりです。  
一、昭和三十八年度当初予算案(関係分)  
二、昭和三十七年度追加更正予算案(関係分)  
三、その他。  
本委員会も付託された議案について審議の結果、五百五十万円の増額を要望し原案を了承することにきめました。

この委員会に付託された議案は次のとおりです。  
一、昭和三十八年度当初予算案(関係分)  
二、昭和三十七年度追加更正予算案(関係分)  
三、その他。  
本委員会も付託された議案について審議の結果、五百五十万円の増額を要望し原案を了承することにきめました。

**国民年金**

保険料納入は早め

国民年金の保険料を納めなかつたり、きめられた期間内に納めないとき、支給されるとき、支給されることがあります。

**交通安全都市**

わたくしたちの町は

車の人も歩く人もおたがいにゆづりあつて事故のない町にしましょう。

**体協会員募集**

◆部 門…… 野球、卓球、テニス、バレー、陸上競技、野外活動(スキー、スケート等)

◆申 込 み…… 教育委員会まで

◆会 費…… 1年間 100円

